



仕掛け花火（太地町）

納税協会指針

納税協会は、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。

新宮納税だより

第191号

(令和元年8月20日発行)

発行所

新宮市伊佐田町2-1-21
公益社団法人 新宮納税協会
新宮納税貯蓄組合連合会

ご挨拶



公益社団法人 新宮納税協会
会長 西 義 弘

我が国の経済情勢は、景気は緩やかに回復しておりますが、地方や中小企業等を中心とした実態経済は依然厳しい状況にあります。

特に、私ども地域経済においては、地場産業の衰退に加え過疎化や少子高齢化の進展に伴い人口の減少が続いている、全体的に景気回復を実感することもなく、厳しい経済情勢が続いています。

こうした状況の下、納税協会を取り巻く環境も厳しさが増しており、事業の廃業や事業先の高齢化等による会員数の減少が大きな課題となっています。

なお、当協会の事業活動につきましては、税務ご当局をはじめ関係各機関のご指導とご協力、並びに会員の皆様方のご理解とご協力を賜り、事業計画に沿って概ね順調に推移しています。

また、当協会は、平成二十三年四月一日に公益社団法人としてスタートして、八年四ヶ月余りが経過しました。今後より一層地域との連携を深め、社会的役割を高めた公益社団法人として活動する所存でございますので、温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

末筆ながら、会員の皆様方のご事業の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

税金で 夢と希望の 町づくり



着任のごあいさつ

新宮税務署長 今井 耕二

残暑の候、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、税務行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、心からお礼と感謝を申し上げます。

私は、この度の人事異動で新宮税務署長を拝命いたしました今井でございます。

世界遺産である「熊野古道」、日本一のスケールを誇る「那智大滝」、「捕鯨発祥の地」など、歴史と文化に育まれ、気候温暖にして、風光明媚、雄大な自然に恵まれたこの地で勤務できることは、大変光栄に感じると同時に、身の引き締まる思いでございます。

新宮税務署の管内には、速玉大社や那智大社を中心とした歴史と文化を感じさせられる行事や祭りに加え、天空マラソンやツールド熊野といった近代スポーツのほか、海岸沿いでは、花火大会、くじら祭り、まぐろ祭り、イセエビ祭りなど、各地域で沢山のイベントがあり、こうしたイベントに「地域の活性化」という強い理念を持つた新宮納税協会及び新宮納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方が積極的に参画していると聞いております。

税務署といたしましても、地域活性化にご尽力されている皆様方に敬意を払うとともに、少しでも支援できたらと思うところであります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の国際化やICTの進展などにより、課税・徴収事案の複雑困難化が加速する一方、厳しい行財政事情により国税職員の定員が削減されるなど、ますます厳しいものとなっています。このよくな中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、我々税務職員は、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な税務行政の推進と期限内収納の確保に取り組んでいるところであります。

このため、局署・拠署一体となつて取り組むことはもちろんのこと、皆様方をはじめとする関係団体との連携協調体制の拡充に努めていくことがとりもなおざす重要であると考えております。

幸いにして、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会におかれましては、永年にわたり正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいただいており、誠に心強く感じております。

前任の榎本署長に引き続きまして、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会のますますの御発展と会員、組合員の皆様方の御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。



転任のごあいさつ

前新宮税務署長 榎本伸

暑さ厳しい折柄、皆様方にはますますご清栄でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私、この度の人事異動により、大阪国税局調査第二部調査第18部門統括国税調査官に転任することとなりました。

一年前、新宮税務署長の大任を仰せつかったことが、つい昨日のことのようになりますが、熊野の雄大な山河をはじめとする豊かな自然に触れ、また、人情味溢れる皆様に囲まれながら、非常に充実した日々を過ごさせていただきました。

また、さまざま行事などを通じて、数多くの出会いがあり、その出会いを通じて、いろいろなことを学ばせていただきましたことを大変感謝しているところでございます。

この一年間を振り返りますと、税務行政の基本理念であります「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を図り、国民の皆様の理解と信頼を得られるよう、私も職員一丸となって最大限の努力を重ねてきた結果、税務署の事務は円滑に運営することができました。これもひとえに、皆様方からの多大なるご支援、ご協力の賜と深く感謝しているところでございます。

皆様方の、地道でたゆまぬ活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、後任の今井署長に対しましても、どうか私同様、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

私も、当地で御教示いただいたこと、経験させていただいたことをこれから糧とし、新任地における職務に生かしていきたいと思います。

最後になりましたが、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会のますますの御発展と、会員の皆様方の御事業の御繁栄、御健勝を心からお祈りいたしまして、転任のごあいさつとさせていただきます。

広げよう 正しい納税 明日のため

新宮税務署 定期異動 発令される

令和元年7月10日付けの定期人事異動の結果、下記の職員に異動がありました。

転入職員		
新任	氏名	旧任
署長	今井耕二	局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官
総務課長	永島隆治	局 査察部 査察開発課 査察情報技術専門官
管理運営・徵収部門 統括国税徵収官	内池祥平	局 徵収部 管理運営課 総務係長
管理運営・徵収部門 上席国税徵収官	塚田慎也	局 徵収部 特別整理統括第一課 管理係 国税徵収官
管理運営・徵収部門 財務事務官	藤崎里佳子	伊丹署 個人課税第2部門 財務事務官
個人課税部門 財務事務官	菰方凱仁	兵庫署 個人課税第2部門 財務事務官
法人課税部門 国税調査官	緒方隆広	住吉署 法人課税第4部門 国税調査官
法人課税部門 国税調査官	梅田達希	茨木署 法人課税第2部門 国税調査官

転出職員		
新任	氏名	旧任
局 調査第二部 調査第18部門 統括国税調査官	榎本伸	署長
局 調査第二部 統括官付 総括主査	下宮広規	総務課長
局 徵収部 統括官付 主査	塩崎穰	管理運営・徵収部門 統括国税徵収官
国税庁 徵収部 管理運営課 監理二係	前出悠介	管理運営・徵収部門 上席国税徵収官
局 査察部 査察管理課 国税査察官	勝永廣太	管理運営・徵収部門 財務事務官
東成署 総務課 財務事務官	江川拓	個人課税部門 財務事務官
堺署 評価専門官付 上席国税調査官	中谷圭吾	個人課税部門 国税調査官
局 調査第二部 調査統括課 国税調査官	野々口寧人	法人課税部門 国税調査官
茨木署 法人課税部門 財務事務官	鈴木大樹	法人課税部門 財務事務官

(税務署提供)

税金は 国を動かす 生命源（エネルギー）

(4)

公益社団法人 新宮納稅協会
新宮納稅貯蓄組合連合会

合同定期総会の開催

新宮納稅貯蓄組合連合会 定時総会

令和元年五月三十日、午後四時より、ステーションホテル新宮会議室において、榎本新宮税務署長、東川東牟婁振興局長、田岡新宮市長、関新宮商工會議所会頭、下前近畿税理士会新宮支部長をはじめ外多數のご来賓をお迎えし、公益社団法人新宮納稅協会並びに新宮納稅貯蓄組合連合会の合同定期総会が開催されました。

公益社団法人 新宮納稅協会 定時総会



引き続いて、新宮納稅貯蓄組合連合会の令和元年第五回定期総会が開催されました。総会では、島野会長の挨拶があった後、島野会長が議長となり、議事に入りました。
総会の議案においては、「第一号議案 平成三十年度事業報告及び収支決算承認の件」、「第二号議案 平成三十年度事業計画及び収支予算案承認の件」についての説明があり、審議を行った結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

公益社団法人新宮納稅協会の令和元年第五回定期総会及び新宮納稅貯蓄組合連合会の令和元年第五回定期総会の議事終了後、ご来賓の榎本新宮税務署長、東川東牟婁振興局長、田岡新宮市長よりご祝辞をいただき、令和元年の合同定期総会の開催は、無事終了しました。

会員募集中

まず、公益社団法人新宮納稅協会の令和元年第五回定期総会が開催されました。総会では、西 会長の挨拶があった後、西 会長が議長となり、議事に入りました。
総会の議案においては、「第一号議案 平成三十年度事業報告及び決算の承認の件」についての説明があり、審議を行った結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。
また、報告事項として、「二〇一九年度事業計画及び収支予算の報告の件」について説明の上報告があつた後、議長は本日の定期総会における全ての議案の審議と報告が終了したことを告げ定期総会を終了しました。

◎入会のお申し込みは、公益社団法人新宮納稅協会へ
TEL 0735(22)3698 FAX 0735(21)7297

納稅協会は、適正な申告納稅を目指す法人・個人が会員となつて会員企業・事業者の健全な発展を図りつつ、広く一般納稅者にも税務知識を普及し、申告納稅制度を推進することを目的として、事業活動を行つて自ら主的に結成された団体です。
会員の皆様の会員増強へのご協力とご支援をお願い申し上げます。

税金を 納めて築く 住みよい社会



**平成三十年度「消費税完納及び軽減税率制度への対応推進」並びに
「ICTを利用した申告・納税手続の推進」宣言式の開催**

平成三十一年二月八日午後一時三十分から、新宮商工会議所会議室において、新宮納税貯蓄組合連合会が主催し、公益社団法人新宮納税協会、模範法人新優会、新宮青友会の後援・協賛の下に、新宮商工会議所（関康之会頭）による「消費税完納及び軽減税率制度への対応推進」並びに「ICTを利用した申告・納税手続の推進」宣言式が、丸之内大阪国税局徴収部長や榎本新宮税務署長外多数のご来賓をお招きし、盛大に挙行されました。

多数の来場者を前に、関 会頭より、消費税の期限内納税を推進することと、今年十月一日から実施される消費税の軽減税率制度への対応推進について、会員自らが積極的に取り組むとともに、広く地域社会の人々に対しても、ICTを利用した申告・納税の手続の普及定着を呼びかける運動を推進することが力強く宣言され、会場の出席者から大きな共感を得ました。

また、この宣言の趣旨を地元地方紙などのマスコミに取材協力を要請し、管内に広く報道がなされたことにより、地域の納税者の皆様に対する消費税の期限内納税と軽減税率制度への対応、そしてICTを利用した申告・納税手続の普及定着に対する啓発に大きな効果がありました。

平成三十一年二月八日午後一時三十分から、新宮商工会議所会議室において、榎本税務署長をはじめとする署幹部、及び島野新宮納税貯蓄組合連合会会长をご来賓に招き、令和元年第三十七回女性部定時総会が開催されました。

総会では、生駒女性部長の挨拶があつた後、生駒女性部長が議長となり議事に入りました。

令和元年六月二十四日、午後二時三十分より新宮納税協会会議室において、榎本税務署長をはじめとする署幹部、及び島野新宮納税貯蓄組合連合会会长が議長よりご祝辞をいただき、令和元年の女性部の定時総会は無事終了しました。なお、女性部では、今年度も研修会を例年どおり三回実施する計画としています。また、女性部長より女性部の活性化を図るために、新規女性部員の入会に努めてほしい旨の要請がありました。

**令和元年 第三十七回 新宮納税貯蓄組合連合会
女性部定時総会の開催**



令和元年度「簿記教室」及び 「パソコン会計教室」の開催



今年度も納税協会個人部会の事業活動の一環として適正な決算と申告及び経営分析に反映させること等を目的として、新宮税務署・近畿税理士会新宮支部の多大な協力を得て、簿記教室及びパソコン教室が開催されました。

今年度の簿記教室も、二十名と多くの方々が受講し、五月十五日を第一回として毎週水曜日に六回にわたり実施して、六月十九日に盛況の内に終了しました。講義の内容は、複式簿記の基礎知識、伝票と帳簿の記入例、決算整理や申告書の作成等についてで、皆さん熱心に受講されました。最終日には、五回以上受講された方に修了証書が授与されました。

また、引き続き簿記教室を終了された方で希望者を対象に、六月二十六日、六月二十七日の二日間に亘って、納税協会連合会の関連会社である「(株)NKサポート」より派遣された講師によるパソコン会計教室を開催しました。

受講された方は、講師の適切なアドバイスに従い、例題に沿ってパソコン会計の操作を行い、会計ソフトによる仕訳決算の正確性・迅速性を体験しました。当協会では、簿記教室及びパソコン会計教室は、受講を希望される方も多く、好評を得ていることから、次年度以降も引き続きこの事業活動に取り組みたいと考えています。

く、好評を得ていることから、次年度以降も引き続きこの事業活動に取り組みたいと考えています。

納税協会新入会員の紹介

※順不同・敬称略

昨年から次の方々が入会されました。会員の皆様よろしくご交説をお願いします。

新宮市（法人）

株式会社カワイチ不動産

株式会社心楽

宗教法人全龍寺

株式会社REPLUS

新宮市（個人）

くろしお耳鼻咽喉科

サンライフ

田中商店

中華菜菜とり乙

リズナ

北山村（法人）

串本町（法人）
株式会社山崎商会

株式会社OCI

那智勝浦町（法人）

株式会社ヤマサ脇口水産

梶田勇

亀本幸代

山路電機商会

みんなの青色申告19

はじめてでもあんしん、やさしい青色申告ソフト。個人事業者の方を応援します！

標準価格 10,584円(税込)

会員価格 7,452円(税込)



会計王19

導入から決算まで、パソコンや簿記の初心者でも安心して利用できます。

標準価格 43,200円(税込)

会員価格 30,240円(税込)

お問い合わせは、納税協会まで。



納税を 納めて築く 豊かな社会

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- | | |
|------|---|
| 飲食料品 | 飲食料品とは、 <u>食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）</u> をいい、一定の
一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。 |
| 新聞 | 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。 |



《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- | | | |
|--------|---|--|
| 全ての事業者 | 飲食料品の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者の方
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品
の仕入れ（経費）がある課税事業者の方
免税事業者の方へ | 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行ことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。 |
|--------|---|--|



免税事業者

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者

課税事業者から区分記載請
求書等の交付を求められ
ことがあります。



〈令和元年6月〉国税庁

その税は あなたの明日への 道しるべ

(8)

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



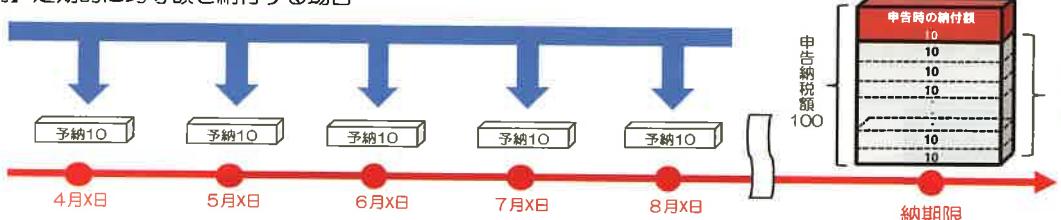
○ ダイレクト納付を利用した予納（平成31年(2019年)1月4日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができるので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用する方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

《届出なし》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし

《届出あり》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

税金を 納めて安心 住みよい町に



□消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より 10%(現行8%)となります^(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額（年税額）は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。
このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

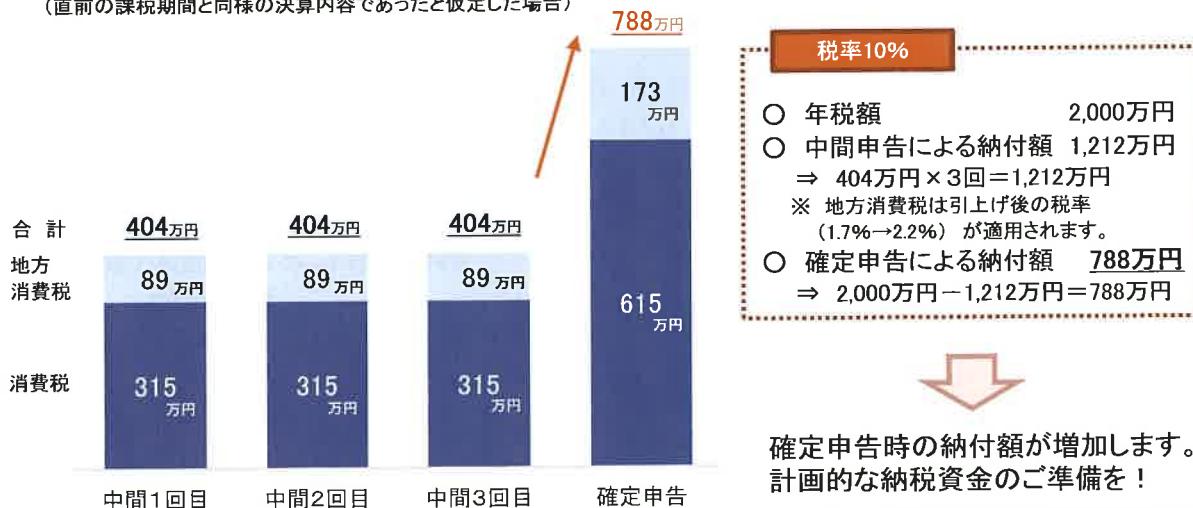
【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)



○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



便利な納付方法は右ページへ

税金で 明るい社会の 基礎作り

(10)

雑感

私が子供の頃、夏休みの旅行で新宮市、東牟婁郡に連れてきてもらい、そのとき宿泊した宿は、現在も変わらずそこにあった。

三十数年前の話であるが、変化なくそこに宿が存在したことに、何故かうれしく思いい安心した。

私は和歌山市出身で、現在は4人の子供を授かり、家族は大阪で暮らしている。この一年で都合六回、新宮に来ててくれた、単純計算で二ヶ月に一度の頻度になる。

風光明媚な土地柄、見所が豊富で案内先には困らない、家族も来るのを楽しみにしてくれている。

子供達は、新宮に来たときに「トンボや」、「バッタおる」などと興奮していたが、そんなもん珍しいか?カブト虫だつたら分かるが・・・、と思っていたが、考えてみると子供達は生まれたときから大阪にいて、よく見える星など、自然に触れる機会がなかったから変化を新しく感じ、感動もするのかと思った。

私の周りの変化といえば、初めての管理職、初めての単身赴任、子供達はそれぞれ進学、進級し、平成から令和へとなつた。

前年七月に赴任した頃、少し字が読めるようになつた三女が市田川を通るたび、標識を見て「い・ち・だ・が・わ」とたどたどしく声に出していたが、今では淀みなく読めるようになった。

成長をうれしく思い、変化をさみしくも感じる。

「最も強い者が生き残るのではなく
最も賢い者が生き延びるのでない
唯一生き残るのは変化できる者である。」

とか誰かが言ったとか言わないとか。

消費税軽減税率制度という変化を目前に控え、変わらない安心を見極めながら、変化に対応できる者になろうと思う。

新宮税務署 法人課税部門 統括官 谷 口 誠一

加藤恒久商店

新宮市阿須賀1-3-11
TEL 0735-22-6381

お米専門店 山本米穀店

新宮市神倉2-7-25
TEL 0735-22-3032

福助堂

新宮市神倉4-5-2
TEL 0735-22-5278

個人情報の保護に関する方針

公益社団法人新宮納税協会は、個人情報の保護に関する法令の規程等を踏まえ、当会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定めます。

- 個人情報の保護に関する法令等を遵守します。
- 必要な個人情報は適正な手段で入手します。
- 個人情報の利用目的を通知又は公表します。
- 個人情報を目的外に利用しません。
- 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
- 個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。

納税協会における個人(会員)情報の利用目的

公益社団法人 新宮納税協会 は、以下の目的のため、個人(会員)情報を利用します。

- 本来的な各種事業・サービス等の提供のため
- 推奨する各種商品・事業及び制度等の案内のため

(注) 会員名簿は、事務所に備え付け、一般の閲覧に供します。

あなたの税金 いつもどこかで 役立っている



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



大同生命保険株式会社

和歌山営業部 田辺営業所/
和歌山県田辺市新庄村1717-12
TEL 0739-22-0422



AIG 損害保険株式会社

和歌山支店/
和歌山県和歌山市北ノ新地1-25 富士火災和歌山ビル
TEL 073-432-5641



残暑お見舞い申し上げます



(12)

<p>は (株)夏山組 新宮市三輪崎1-13-22 TEL 0735-31-7511</p>	<p>香 梅 堂 新宮市大橋通3-3-4 TEL 0735-22-3132</p>	<p>尾崎酒造(株) 新宮市船町3-2-3 TEL 0735-22-2105</p>
<p>(株) キナン 新宮市浮島1-25 TEL 0735-21-3800</p>	<p> 紀南釣具センター 新宮市緑ヶ丘1-1-44 TEL 0735-22-5834</p>	<p>(株) 海邊組 新宮市三輪崎3-2-11 TEL 0735-31-7515</p>
<p>  FOR LIFE IN FUTURE …地域社会に貢献し、未来をきずく… 株式会社 小森組 代表取締役 小森正剛 本社／東牟婁郡串本町串本1925番地 TEL.0735(62)0036㈹ FAX.0735(62)5776</p>	<p>谷地建設(株) 新宮市五新1-32 TEL 0735-21-2226</p>	<p>(株)関三吉商店 新宮市橋本1-12-10 TEL 0735-22-5271</p>
<p>(株) 大和田組 北山村大沼140 TEL 0735-49-2116</p>	<p> 新宮信用金庫 青い海・みどりの山・大切な地元 新宮市大橋通3丁目1-4 TEL 0735-22-6191</p>	<p>新宮電気工事(株) 新宮市緑ヶ丘1-2-10 TEL 0735-22-0223</p>
<p>浦島観光ホテル(株) 三重県南牟婁郡紀宝町成川856 TEL 0735-22-7181</p>	<p>和歌山東漁協 串本町串本1884 TEL 0735-62-0080</p>	<p>新宮ガス(株) 新宮市あけぼの5番50号 TEL 0735-21-6431</p>
<p>ほけん相談室 ISO9001・2015認証取得 株式会社ベストパートナー 新宮市下本町2-4-22 フリーコール 0120-084-8107</p>	<p> 株式会社徐福商行 〒647-0081 新宮市新宮3640-1-201号 TEL 0735-21-6230</p>	<p>角新木材(株) 新宮市船町2-5-6 TEL 0735-22-2001</p>
<p>(株)百五銀行 新宮支店 新宮市大橋通2-4-1 TEL 0735-22-5111</p>	<p>(株)紀陽銀行 新宮支店 新宮市大橋通2-3-1 TEL 0735-22-5161</p>	<p>印 刷 (株)秀英社 新宮市池田2-2-27 TEL 0735-22-2087</p>